

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程

2008.1.8 制定
2013.1.15 改正
2015.3.3 //
2018.3.13 //
2022.1.18 //

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省（以下「文科省」という。）及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の運営・管理を事務組織規程第22条に基づき、総合研究所事務課（以下「総合研」という。）で行うこと及びその内容について定める。

(根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法 律第179号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（政令第255号）」「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示第110号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（規程第17号）」「文科省研究者使用ルール（補助条件）」「学振研究者使用ルール（補助条件）」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

(責任体系)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」（以下「公的研究費のガイドライン」という。）に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。
- (2) 科研費について、最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、総合研究所長とする。
- (3) 科研費について、実質的な責任者としてのコンプライアンス推進責任者は、学科長とする。

2 各責任者の具体的な責務については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年2月3日学長裁定）に定める。

3 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、必要に応じて副責任者を任命することができる。副責任者は原則として総合研究所委員会の構成員から選ばれるものとし、コンプライアンス推進責任者の指示の下に業務を行う。

(総合研で行う業務)

第4条 総合研は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 科研費研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）への登録等に関するこ

- (2) 応募・交付申請に関すること
 - (3) 交付される科研費（直接経費・間接経費・分担金）の受領、執行・管理に関すること
 - (4) 科研費による出張に関すること
 - (5) 実績報告に関すること
 - (6) 研究成果報告等に関すること
 - (7) 内部監査に関すること
 - (8) 不正防止とコンプライアンス教育に関すること
 - (9) 他の研究機関の科研費に関すること
 - (10) 学内外からの業務に関する問合せ及び科研費の使用に関する相談への対応
 - (11) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること
- (研究者名簿への登録等)

第5条 文部科学省及び日本学術振興会の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 本学の専任教員（外国人契約教員を含む）
 - (2) 特別専任研究員
 - (3) 客員研究員
- 2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内に総合研に申し出るものとする。
- 3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。
- (科研費による研究活動)

第6条 研究代表者は、科研費の応募及び交付申請を行う場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式20及び23）を提出しなければならない。また、研究分担者は、研究代表者による補助事業が交付決定通知を受けた場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式23）を提出しなければならない。

- 2 研究代表者及び研究分担者は、交付された科研費による研究活動について、文科省並びに日本学術振興会の補助条件及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。
- 3 交付された科研費による研究代表者及び研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。
- (科研費の執行・管理)

第7条 交付される科研費は、経理規程第2章第11条第2項に該当するものとする。

- 2 学長宛に送金された科研費は、研究代表者毎の預金口座に振り替えて管理する。なお、研究代表者毎の預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合、及び、振替えた後に利息が生じる場合は、研究代表者に帰属し、その補助事業遂行の為に使用するものとする。
- 3 間接経費が交付された場合は、研究代表者毎の預金口座に振替えた後すみやかに所

定の方法により譲渡の手続きを行い、本学は譲渡を受け入れる。譲渡された間接経費は、別に定める内規に基づき執行する。当該研究代表者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

- 4 科研費の執行の決裁者は、第3条第3号に基づき総合研究所長とする。
- 5 科研費により購入した設備、備品等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。
- 6 科研費の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

(内部監査)

第8条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、内部監査室が行う。

(他の研究機関の科研費)

第9条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

第10条 コンプライアンス推進責任者は、科研費の運営・管理等について疑義等が生じた場合、公的研究費のガイドライン及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」（以下「不正行為のガイドライン」という。）及び本学諸規程の定めにより速やかに統括管理責任者へ報告しその指示に従うものとする。

(不正防止)

第11条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費のガイドライン、不正行為のガイドライン及び本学諸規程の定めにより、科研費に関する不正を防止し適正な管理・監査の充実を図るため、不正防止計画推進部署を置くものとし、総合研究所事務課をこれに充てる。

- 2 前項の各責任者の具体的な責務及び不正防止計画推進部署の役割については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年3月3日学長裁定）に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 本規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第1条、第3条、第5条、第7条及び第8条を改正し2012年4月1日か

ら施行する。

附 則

- 1 本規程は、題目、第1条、第3条、第4条第1号及び第10号、第6条、第10条を改正し、第3条第2項及び第3項、第4条第8号、第5条第3号、第11条、第12条を加える。
- 2 本規程は、2008年4月1日から施行された規程の附則1を削り同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、第3条(3)を改正し、2018年4月1日から施行する。

本規程は、第6条、第7条を改正し、2022年1月18日から施行する。